

行政活動をめぐるコンプライアンスの充実が指摘されており、各地方自治体でも研修等を通じて体制の整備に努めている。コンプライアンス(compliance)は、動詞のコンプライ(comply: 応じる・従う・守る)が語源で、何かに「応じること・従うこと・守ること」を意味する。従来は、主に民間企業が法律や倫理を遵守する意味で使われてきたが、近年、国や地方自治体など公的部門でもその重要性が指摘されている。コンプライアンスの本質的目的は、民間企業・公的組織を問わず、法令や倫理等に基づく活動を定着させ社会的な信頼性を確保・向上させることにある。この意味から、単に法令を形式的に守るにとどまらず、積極的に組織価値を高めていく姿勢が根本においては重要となる。

地方自治体のコンプライアンスとして求められるのは、第1に、自治体に対する住民や民間企業の信頼感を確保し高める努力を行うことである。地方自治体の職員・組織では、特定領域で活動する民間企業の位置づけとは異なり、社会全体・地域全体に対する貢献者として公平・中立な姿勢が不可欠となる。そこでのコンプライアンスでは、異なる価値観や利害関係に真摯に向き合う地道な姿勢が必要である。対住民はもとより対民間企業においても、共に地域づくりを担うパートナーとして公平に位置づけることが重要である。この意味から、単に法令を守るだけでなく、職業倫理に根差したより本質的な姿勢が求められることとなる。

第2に、当然のことながら、コンプライアンスの核として、法令に基づく自治体経営の展開である。国・地方自治体を問わず、公務員、そして行政の根本原則は法令による行政の展開である。地方自治体の運営は、法令や条例など法規を守って展開することが必要不可欠である。この点に異論はないとしても、その前提として地方自治体の職員自身が組織的に法令の基本を十分に理解し、実践力を自ら備えていく必要がある。この点に関連して重要なのは、①地方公務員の研修環境が劣化していることである。業務が肥大化する中

で、職員の人的資源も、法令等に関する知識を蓄積していく時間的余裕も極めて限られ、OJTによる積み重ねが困難な状況になりつつある。加えて、②官民連携などパートナーシップの拡大は、行政活動の中核を形成する公法分野のみならず、民法・商法など私法分野の知識も不可欠なものとしている。民間を律する法令や会計制度等を理解した上での連携が必要となる中で、地方自治体の職員に求められるコンプライアンスの質と範囲も拡大しつつある。この意味から、コンプライアンスと研修の質の確保とは密接不可分の関係にあることへの認識が重要となっている。

第3に、法令の根底にある倫理や社会的規範等を意識することである。特に地方自治体では、形式的に法令を適用することで解決できる問題ばかりではない。そもそも法令でカバーされていない領域や法令の適用において実質的にかんがりの裁量権が付されている場合も多い。つまり、実際に法令を適用する公務員が具体的事例に対して最も強い権力を実質的に有しているとする「ストリートレベルの公務員」理論の具現化である。それだけに、ある意味では国家公務員よりも、現場と接している地方公務員に、より高い水準での倫理観や使命感等が求められることとなる。

第4に、不正・不祥事を防止することである。ここでの不正等には、行政組織外での違法行為も含まれる。その防止には内部統制が重要な意味をもつ。内部統制とは、自発的に組織をガバナンスする仕組みのことである。地方自治体における内部統制の目的は、①業務の有効性・効率性の確保、②業務情報の信頼性の確保、③業務活動に関する法令遵守の確保、④無産政府(固有の財産は持たないこと、国や地方自治体の財産は、固有のものではなく税によって形成されたものであること)としての資産保全等があげられる。内部統制を機能させる要素としては、①統制環境の把握、②リスク認識と対応、③統制活動、④モニタリング機能、⑤IT対応等がある。